

平成28年4月施行

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 障害者差別解消法

「障がいがある人もない人も共に生きる  
社会」づくりをめざして

健康福祉課高齢・障害係

☎ (25) 1183

障がい者のかたがたが受ける制限は、個人の障がいによるものに限らず、社会における慣行や文化、人々の意識や考え方、法律や制度、道路や建物といった障壁（バリア）によって生じます。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」をしないことと、「合理的配慮」をすることが定められています。

「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障がいがあるというだけでサービスの提供を拒否したり、制限や条件をつけたりする行為をいいます。

「合理的配慮」とは、障がい者一人ひとりの状況や必要に応じた変更、調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うことをいいます。

また、差別解消法は市役所などの行政機関や民間事業者を適用対象としています。

## 障害者差別解消法に関する相談窓口

「不当な差別的取扱い」を受けたなどの困りごとがあるかたは、健康福祉課高齢・障害係へ相談してください。

健康福祉課高齢・障害係

☎ (25) 1154

〒517-0022

鳥羽市大明東町2番5号

(保健福祉センターひだまり1階)

また、市職員から「不当な差別的取扱い」を受けた場合は、健康福祉課高齢・障害係のほか、総務課人事係でも相談を受けることができます。

総務課人事係 ☎ (25) 1113

FAX (25) 3111

〒517-0011

鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

(鳥羽市役所本庁舎2階)



## 特別障害者手当・障害児福祉手当について

### 特別障害者手当

対象 重度の障がいのため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上のかた

●次のかたは手当を受けられません。

・施設に入所しているかた

・病院などに継続して3か月以上入院しているかた

支給月額 (平成30年4月現在) 2万6940円

障害児福祉手当

対象 重度の障がいのため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満のかた

●次のかたは手当を受けられません。

・施設に入所しているかた

・障がい理由とする年金を受給しているかた

支給月額 (平成30年4月現在) 1万4650円

※施設入所として取り扱わない施設や、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給が停止される場合があります。

くわしくは、健康福祉課高齢・障害係まで問い合わせてください。

キリトリ線



2018年12月現在

## 鳥羽市 タクシー会社連絡先一覧

鳥羽市観光協会 ☎ (25)3019

市内でタクシーを利用する際は、次のタクシー会社で配車可能です。

タクシー会社	電話番号	配車時間
三重近鉄タクシー株式会社 伊勢営業所 ☎516-0074 伊勢市本町19番22号	☎ 0596 (28) 3171	6:00 ~ 24:00
株式会社三交タクシー 伊勢営業所 ☎516-0005 伊勢市竹ヶ鼻町237-7	☎ 0596 (36) 5333	7:30 ~ 19:30
三重近鉄タクシー株式会社 鳥羽・志摩営業所 ☎517-0501 志摩市阿児町鶴方字野田2573-2	☎ 0599 (43) 0121	6:00 ~ 24:00
三重名鉄タクシー株式会社 伊勢営業所 ☎516-0079 伊勢市大世古2丁目8番31号	☎ 0596 (28) 8221	

※電話がつながりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※混雑時は配車までに時間がかかる場合がありますので、時間に余裕を持って早めに連絡してください。